

看護職員の負担軽減及び処遇の改善計画

R8年4月1日

医療法人仁徳会今村病院

仁徳会今村病院では、看護職員の負担軽減及び処遇改善のため下記の項目について、継続的に取り組みを行います。

1. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する体制

- | | | |
|-----------------------------|--|--|
| (1) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する責任者 | ・看護部長 | (3) 多職種からなる役割分担推進のための主な委員会及び会議 |
| (2) 看護職員の勤務状況と年間休日数の管理 | | ：衛生委員会（1回/月）：教育委員会（1回/月）：ICT巡視（1回/月） |
| 勤務時間 | ：週40時間以内・連続勤務5日以内・勤務状況（有給取得率、時間外業務の把握、指導） | ：感染対策委員会(1回/月)：医療安全管理委員会(1回/月)：入退院支援会議(1回/週) |
| 夜勤勤務 | ：夜勤明けの翌日は原則休み、夜勤16時間、うち休憩2時間
：夜勤勤務平均回数6回以内/月 | (4) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画
計画の策定、年に1回の見直し、職員への周知（院内に掲示） |
| 年間休日数 | ：年間公休数を110日→120日へUPし、更なるWLBを推進する
（リフレッシュ休暇連続3日、アニバーサリー休暇1日含む） | (5) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組みの公開
院内に掲示、ホームページ上公開 |

2. 看護職員の負担軽減及び処遇改善のための取り組み計画

部署	項目	取り組み
薬剤部	・病棟業務に於ける日・祭日の薬剤管理 調剤業務・持参薬管理 ・薬剤処方箋監査・薬剤師による服薬指導	・薬剤管理業務の実施 ・注射薬剤取り揃え・救急カート薬剤確認 ・日・祭日の薬剤師配置（大型連休等も不定期配置） ・院外処方箋の鑑査業務・入院患者の服薬指導、退院時薬剤説明
リハビリテーション科	・適切な病棟生活の支援 ・患者の送迎 ・療養環境の整備 ・リハビリ介入時間の提示 ・病棟・外来職員へのリハビリ研修・介入	・入院患者の口腔ケア及び食事摂取時のポジショニング(STによる直接指導や対応) ・病棟生活での日常生活動作の実用性評価及び提案 ・重症介助者への基本動作、移乗動作時の介助法指導(新採用時は特に) ・リハビリテーション室へのセラピストによる送迎・離床困難患者の体重測定 ・感染者病床における環境清掃・環境整備・補助等
臨床検査科	・採血の実施 ・移送介助 ・ベッドサイドでの検査	・日勤帯での外来採血の実施、検査の準備・介助 ・検査者の車いす等での移送・介助 ・入院患者の状態に合わせたベッドサイドでの検査の実施
放射線科	・検査の介助	・レントゲンやCT撮影時の患者の移送を行う
情報管理室	・顧客管理 ・施設基準に関する書類の申請・提案・管理	・外来患者・健診顧客のカルテ監査業務 ・毎月の人員配置や加算における書類の法令順守
医事課	・カルテ管理 ・入力管理	・コストなどカルテの整合性確認、管理
地域医療連携室	・転院、紹介入院の調整 ・MSWによる各種問い合わせ窓口業務	・入退院支援調整会議を開催し、退院支援看護師や他の参加メンバーと共に入院時から退院を視野に入れた協議・検討・調整・支援を行う
看護部	・看護補助者との協働を強化し改善を推進	・Nsや補助者の腰痛負担や軽減を考え、負担が多いシーツ交換は曜日固定の全員参加で実施 ・曜日別・業務別の業務量を分析し改善、始業前残業含む時間外労働の削減 ・病棟や外来での業務量結果に応じた人員配置を、管理者はタイムリーに調整する

3. 勤務環境、処遇の改善

項目	取り組み
妊婦、子育て中の職員への配慮	・時短勤務、育休延長制度 ・子の看護・介護休暇制度 ・夜勤免除、削減・車通勤特例許可
看護補助者活躍推進への取り組み	・管理者は「看護補助者活躍のための看護管理者研修」を修了。看護師・看護補助者も適切な研修の推進を意識づける ・最新の知識の向上を目的として、看護師・補助者共に学研のE-ラーニング視聴を実施する ・早番、遅番・夜勤の配置(患者の数や介助割合に応じて) ・日中の看護補助者の適正配置
有給取得の促進	・全員の取得率50%以上を目標とする ・0.5日ずつの有休取得も推進 ・1時間毎の有休取得実施の活用と拡大 ・毎月の取得率を鑑みての声掛けと承認を行う
勤務表作成時の配慮	・夜勤明けの翌日は原則休み ・病棟は原則看護師4人の夜勤体制（病床数や介護割合に応じて看護補助者を配置） ・繁忙時間帯の早出・遅出業務や分担割合への配慮 ・業務に必要な研修・院外活動・グループ行事の勤務扱い ・土日祭日の休みは、月に2回以上確保できるようにする ・日看協のガイドラインに準じた勤務体制に取り組む
多様な勤務形態採用	・短時間正社員の採用 ・遠方からの日勤者の開始時間帯の複数パターン採用
夜勤・勤務負担軽減	・連続夜勤は最大2回まで。 ・勤務間隔インターバルは11時間以上確保 ・夜勤中の休憩2時間の確実な確保
看護職員の適正配置	・法令人員基準より余剰を持った配置数とする。 ・多様な働き方推進と希望勤務部所への応援や異動の検討
メンタルサポート	・院内ハラスメント窓口設置、対策実施、勉強会開催 ・1回/年 厚労省「こころの耳」ストレスチェック

4. 新興感染症に対する処遇

項目	取り組み
職員が新興感染症に罹患した場合	通常業務に関わった状況下で罹患した場合は、労災扱いとする